

実施計画案について

全国消費実態調査の主な見直し内容

次回の全国消費実態調査においては、統計精度の維持・向上、調査世帯の負担軽減及び非標本誤差の是正・抑制、調査事務の減量・効率化の観点から調査の方法・内容を見直す。

① 総世帯・単身世帯の統計精度の向上

- ◆ 近年増加を続ける単身世帯の標本規模を拡大し、単身世帯及び総世帯の統計精度の向上を図り、これらの統計の充実を図る。
- ◆ また、別集計としていた単身世帯のモニター調査の結果について、傾向スコア等により集計用データとして統合し、総世帯及び単身世帯の統計精度の向上に活用する。

② 所得・家計資産に関する統計精度の向上（ロング・ショートフォーム方式の導入）

- ◆ 配布・回収する調査票に家計簿を含める「基本調査」、家計簿を含めない「簡易調査」の2つの調査区分で実施するロング・ショートフォーム方式を導入し、年収・貯蓄等調査票の標本規模を拡大し、所得及び家計資産に関する統計精度の向上を図る。

③ 報告者負担の軽減（非標本誤差の是正・抑制）、調査事務の減量・効率化

- ◆ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮し、調査世帯の記入負担を軽減し、調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制を図る。
- ◆ 時系列比較が適せず、必要性が薄れている耐久財等調査票を廃止し、報告者負担の軽減及び非標本誤差の縮小を図る。
- ◆ 無記名回答、調査項目の改廃のほか、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、調査票の記入方法をより簡略にする。
- ◆ 調査期間中の家計調査の調査世帯：約6,000世帯を全国消費実態調査の調査世帯として組み込み、統計精度を維持しつつ、報告者負担の軽減及び調査事務の合理化・省力化を図る。

全国消費実態調査の概要案

調査期間：2019年10月・11月

市町村調査

調査の流れ：総務大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査世帯

基本調査（ロングフォーム）

- ◆ 調査規模：約40,000世帯（二人以上の世帯：約33,300世帯、単身世帯 約6,700世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿

簡易調査（ショートフォーム）

- ◆ 調査規模：約44,000世帯（二人以上の世帯：約36,400世帯、単身世帯 約7,300世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票

都道府県調査

調査の流れ：総務大臣－都道府県知事－指導員－調査員－調査世帯

家計調査世帯特別調査 ※家計調査の調査世帯を対象

- ◆ 調査規模：約6,000世帯（二人以上の世帯：約5,400世帯、単身世帯 約500世帯）
- ◆ 調査票：家計調査世帯用特別調査票

個人収支状況調査 ※家計調査の調査終了世帯を対象

- ◆ 調査規模：約900世帯（二人以上の世帯）
- ◆ 調査票：個人収支簿

民間委託調査

調査の流れ：総務大臣－民間事業者－調査世帯

単身世帯モニター調査

- ◆ 調査規模：約2,000世帯（単身世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿

全国消費実態統計の設計概要

市町村調査

都道府県調査

簡易調査

(ショートフォーム)

基本調査

(ロングフォーム)

単身世帯
モニター調査

家計調査世帯
特別調査

個人収支
状況調査

44,000世帯

世帯票

年収・貯蓄等調査票

40,000世帯

世帯票

年収・貯蓄等調査票

2,000世帯

世帯票

年収・
貯蓄等
調査票

6,000世帯

特別
調査票

世帯票

年間収入
調査票

貯蓄等
調査票

家計簿

家計簿

家計簿

900世帯

個人
収支簿

家計総合集計体系

個人収支
集計体系 4

所得資産集計体系

都道府県調査（家計調査の標本活用）

- 前回調査と同様、家計調査の調査終了世帯の中から、個人収支状況調査の調査世帯を選定
- また、**統計精度を維持しつつ、調査世帯の負担軽減、調査事務の減量・効率化を図る**ため、全国消費実態調査の調査期間における家計調査の調査世帯を全国消費実態調査の対象世帯として組み込み、家計調査世帯特別調査を実施し、**同調査の結果及び家計調査の家計簿等を全国消費実態調査の集計に用いる**

二人以上の世帯

単身世帯

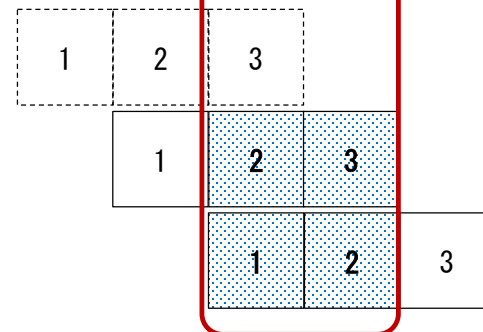
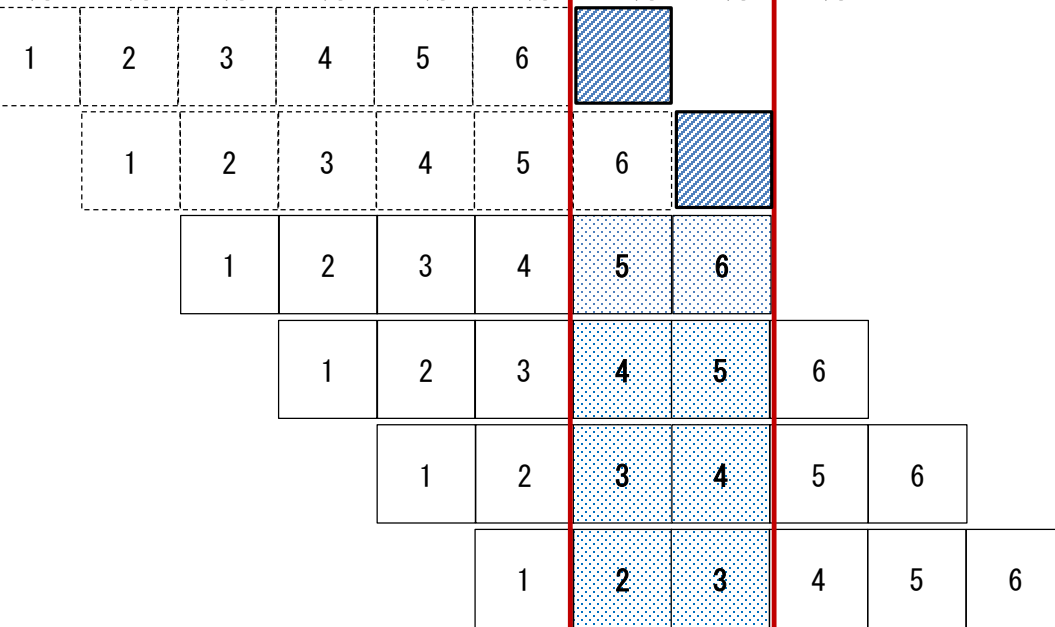
個人収支状況調査

家計調査世帯特別調査

全国消費実態調査の調査期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

8月 9月 10月 11月 12月



個人収支状況調査の調査実施時期



家計調査世帯特別調査の調査実施時期

注) 図内の数字は、家計調査の調査月数を示す